

資料 6

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた 重点取組事項（骨子案）

「I－3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」部分抜粋

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた 重点取組事項（骨子案）

※波線部は重点方針 2017 から記載に変更・追加があった部分（暴力関連）。

I 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 生涯を通じた女性の健康支援の強化
2. 困難を抱える女性への支援

3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 性犯罪への対策の推進

- ① 刑法改正法附則に基づく性犯罪に関する各種施策の3年後検討に向けた調査等の実施
- ② 性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化
- ③ 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等
- ④ 性犯罪捜査体制の整備
- ⑤ 薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発等

(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

- ① 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進
- ② 「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づく対策の推進
- ③ 若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討
- ④ 若年被害女性等に対する居場所の確保及びアプローチの仕組みに関する検討

(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

- ① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等
- ② 婦人保護事業の在り方の検討
- ③ 関係機関相互の連携体制の整備・強化
- ④ 地域社会内での加害者更生プログラムに関する今後の在り方の検討
- ⑤ 改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討

(4) ストーカー事案への対策の推進

- ① 「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施
- ② ストーカー加害者更生に関する取組の実施
- ③ ストーカー情報管理業務等の充実・強化

(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ① 的確な実態把握の推進
- ② 広報、啓発の充実
- ③ 研修等の充実

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進
2. 男性の家事・育児等への参画促進
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 教育無償化を始めとする教育基盤及び子育て・介護基盤の整備
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

第 4 次男女共同参画基本計画 第 7 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題である。
- インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、一層多様化する暴力に対して、迅速かつ的確に対応することが必要である。
- 被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠である。

施策の実施

具体的な取組（主なもの）

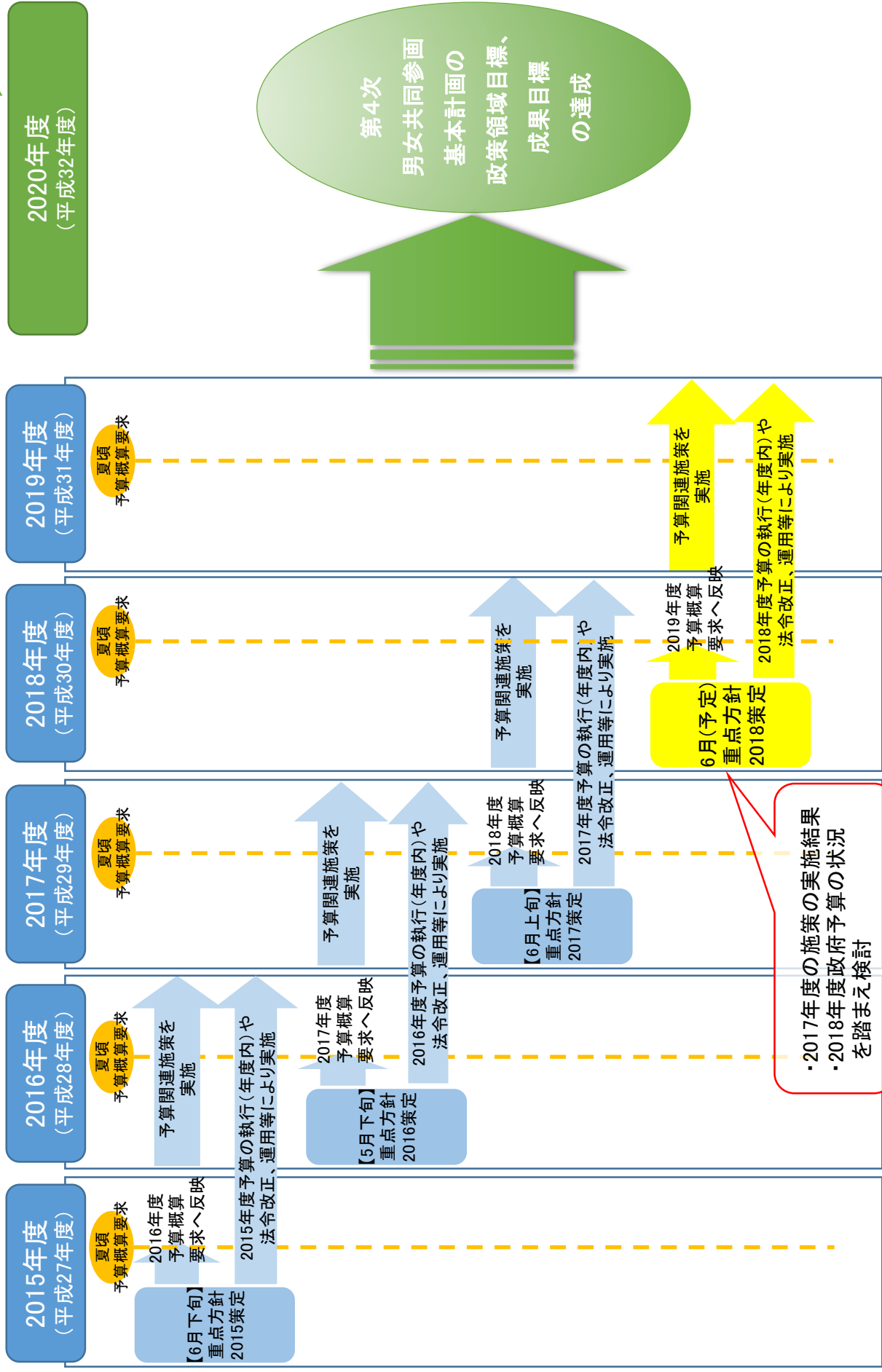
<h4>1. 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 女性に対する暴力の実態を的確に把握できるデータの在り方の検討・ 広報・周知の充実・ 支援に携わる職務関係者に対する研修等の充実	<h4>2. 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 被害者への支援の拡充・ 関係機関・民間団体等との連携協力の推進・ 地域社会内での加害者更生プログラムの今後の在り方の検討・ 改正配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえたと今後の在り方の検討・ 婦人保護事業の在り方の検討	<h4>3. ストーカー事案への対策の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 被害者の支援ニーズに応じた、切れ目のない被害者支援の推進・ 「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施・ ストーカー加害者更生に関する取組の実施	<h4>4. 性犯罪への対策の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 刑法改正法附則に基づいた性犯罪に関する各種施策の在り方の 3 年後検討に向けた調査等の実施・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化・ 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実・ 薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発をはじめとする適切な対応	
<h4>5. 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 （若年層を対象とした性的な暴力の根絶）</h4> <ul style="list-style-type: none">・ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の根絶に向けた施策の総合的な推進・ 若年層の性的搾取に係る相談支援の在り方の検討・ 若年被害女性等に対する居場所の確保及びアプロープー子の仕組みに関する検討	<h4>6. 売買春への対策の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 関係法令の厳正な運用と取締りの強化・ 売買春からの女性の保護と社会復帰支援の充実	<h4>7. 人身取引対策の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 「人身取引対策行動計画 2014」に基づく人身取引の防止・撲滅と被害者保護のための効果的な取組の推進	<h4>8. セクシュアル・ハラースメント防止対策の推進</h4> <ul style="list-style-type: none">・ 相談体制の整備など雇用・教育・研究・医療・スポーツ分野等の場における防止対策の推進	<h4>9. メディアにおける性・暴力表現への対応</h4> <ul style="list-style-type: none">・ メディアリテラシー向上のための取組の促進・ 自主規制等の取組の推進

「女性活躍加速のための重点方針」の流れ

参考

※第12回重点方針専門調査会配付資料（3月23日）

第4次男女共同参画基本計画



・2017年度の施策の実施結果
 ・2018年度政府予算の状況を踏まえ検討